



認可保育所

認定こども園  
(長時間・保育所部分)

地域型保育事業 用

# 10月1日から幼児教育・保育の 無償化が始まります

## 3～5 歳児クラスの全ての子どもが対象です



- 認可保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの保育料が無償化されます。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前の3年間です。
- 延長保育料をはじめ、日用品・文房具等の購入に必要な費用、行事費などにかかる実費分はこれまでどおり保護者の負担になります。

なお、**保育料は無償化**されますが、給食費（副食費）は引き続き保護者の皆様にご負担いただきます。 **詳細は裏面をご覧ください。**

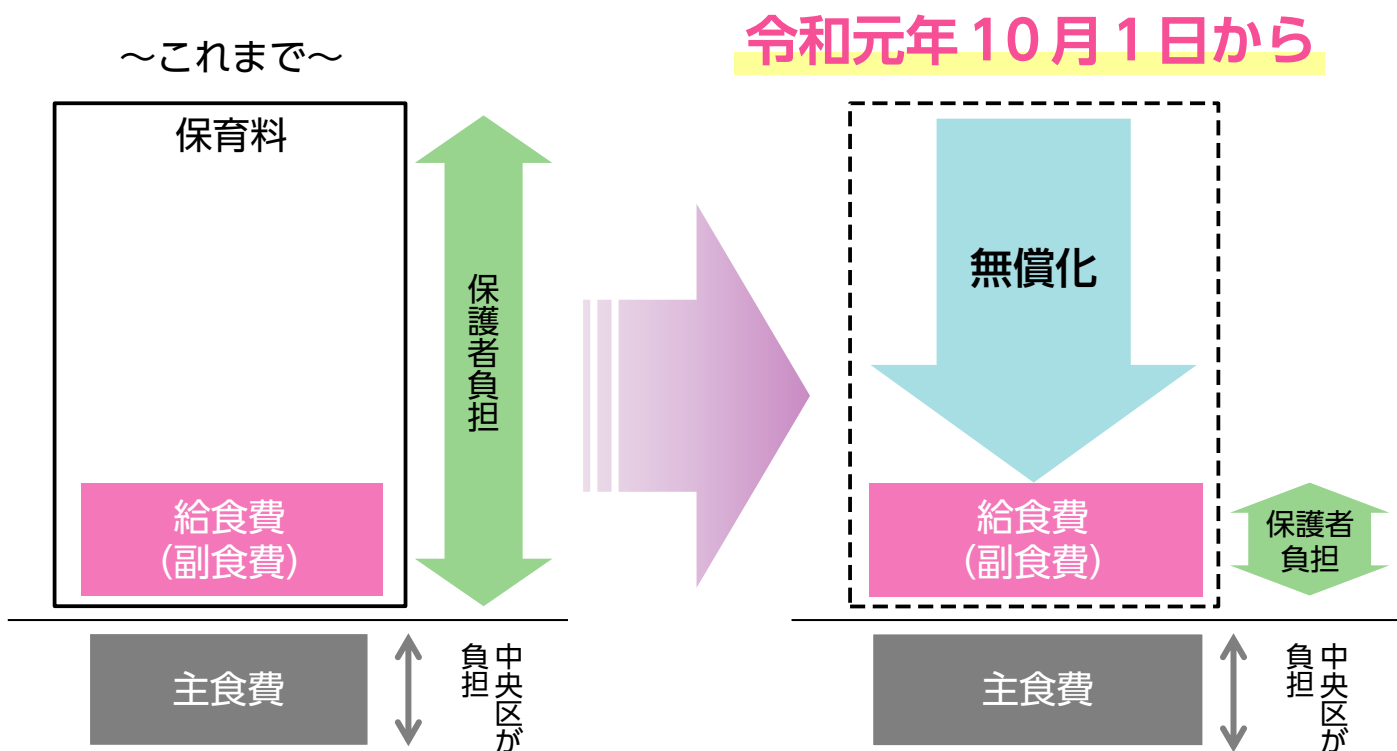
0～2 歳児クラスの子どもは  
現在の保育料から変更はありません。



引き続き、以下の世帯は保育料が軽減されます

- 2人以上の子どもが保育所等に在籍している世帯  
→保育園に在籍してる子どもを上から数えて2番目の子どもは半額、3番目以降の子どもは無料
- 保育料階層がD3階層以下の世帯  
→第2子は半額、第3子以降は無料
- 保育料階層がD4階層以下のひとり親等世帯  
→第1子は半額、第2子以降は無料

3歳～5歳児クラスの子どもの給食費(副食費)は、保育料無償化後も引き続き保護者の皆様のご負担となります。



## 区立保育所等

給食費(副食費)として月額4,500円(予定)を区が徴収します。

## 私立保育所等

給食費(副食費)として実費相当額を施設が徴収します。  
詳細は、在籍している施設に直接確認してください。

以下に該当する方は給食費徴収免除の対象となる予定です

- 所得に関わらず第3子以降の子ども
- 保育料階層がD6階層以下の世帯の子ども

● ● ● お問合せ先 ● ● ●

中央区役所福祉保健部子育て支援課保育入園係

TEL 03(3546)9587・5387